

The English Reformation and Church Inventories under Edward VI

Shintaro YAMAMOTO

The age of the English Reformation was also the so-called era of exploitation of church goods by the English state. The most famous event was the dissolution of the monasteries under Henry VIII, but this was followed by many other state confiscations of church items such as the dissolution of the chantries under Edward VI. These national scale confiscations and disposal of church wealth require an extremely detailed investigation of every parish church and other religious institutions that contained highly comprehensive records of the church goods.

In those records, *Valor Ecclesiasticus* was most frequently used by historical research. *Valor* was made the preliminary survey prior to the dissolution of the monasteries by Thomas Cromwell, Principal Secretary and Vicar General. *Valor's* direct purpose was the dissolution of the monasteries, even though there was no record that necessarily assumed the confiscation and disposal of church property. English monarchs managed to grasp the information at the parish church level after the Church of England was established, and it may be said that the church inventories under Edward VI, on which this article focuses, were created according to such church policy.

This article is a memorandum to further survey of the church inventories under Edward VI, which has not attracted much attention until now compared to *Valor*. It focuses on a few parishes in the church inventories as examples, investigates each entry on inventories, that is, church plates, vestments of clergy, organs and so forth. It also examines the possibility of utilizing the church inventories as historical sources of reformation study.

イングランド宗教改革と エドワード6世治下の教会財産目録

チャーチ・インヴェントリ

山本信太郎

はじめに

イングランド宗教改革の時代は、同時に国家による大規模な教会財産収奪の時代でもあった。史上有名なヘンリ8世治下の修道院解散に引き続き、急進的なプロテスタント改革が進行したエドワード6世治下にも、いわゆるチャントリ（寄進礼拝堂）の解散が断行された。そのような史上まれに見る大規模な教会の富の移動を可能にするためには、国家による組織的かつ網羅的な教会財産の情報の把握を必要とし、同じく史上まれに見る詳細な教会財産の記録が残されることになったのである。

そのような国家による教会財産の調査と記録は、必ずしも対象となった教会財産の没収と処分を前提としてないものもあった。この時期で最も有名な教会財産の記録は、修道院解散に先立って作成された教会財産査定録（Valor Ecclesiasticus）である。他方、本稿が扱うエドワード6世治下の教会財産目録（Church Inventory）の作成は、必ずしも対象となった教会財産の没収を目指したものではなかったが、国教会成立以降のイングランド国家が、末端の教区教会レベルでの情報をも把握しようとする営みの延長線上にあったと言えよう。本稿は、教会財産査定録

に比べるとこれまであまり注目されてこなかったこのエドワード6世治下の教会財産目録について、イングランド宗教改革の社会史研究の上で、史料としてどのような可能性と射程を持っているかを検討する覚え書きである。

1. イングランド宗教改革と教会財産の記録

(1) ヘンリ8世治世

周知のごとく、ヘンリ8世のいわゆる離婚問題に端を発して、イングランドはローマ教皇を頂点とする西ヨーロッパの普遍的キリスト教世界から離脱し、1534年の国王至上法をもって、イングランド国教会が成立した。そのイングランド国教会が真っ先に取り組んだ事業が修道院解散である¹⁾。すでに大陸ヨーロッパではルター派に転じたドイツの領邦などで、修道制が聖書に根拠をもたない迷信であるとして組織的な修道院の解散が行われたが、国家単位でローマ教皇権を排除したイングランドでは、国家事業として修道院解散とそれにとまなう修道院の土地建物の没収が断行されたのである。

ローマ・カトリック教会との断絶だけではなく、教義や儀式の変更をも議会制定法で進めていった点にイングランド宗教改革の特徴があることはつとに知られているが、修道院の解散も当然、議会制定法によって定められた。政策の推進者は、国王秘書長官であり、国教会成立後は最高首長代理(vicar-general)となったトマス・クロムウェルである。修

1) 修道院解散は、かつては日本でも盛んに研究がなされたテーマであった。以下を参照。川本宏夫「ヘンリー8世の修道院解散とその財産処分について」『関西学院史学』5号、1959年、148-183頁。栗山義信「イギリス修道院解散序説」『岐阜大学教育学部研究報告(人文科学)』24巻、1976年、1-11頁。最新の論考は以下。G. W. Bernard, 'The Dissolution of the Monasteries', *History*, 96:324, 2011, pp. 390-409.

道院の解散は、1536年に開催された宗教改革議会最後の第8会期に制定された、いわゆる小修道院解散法によって始まった。小修道院解散法は、その正式なタイトルが示す通り、年収200ポンド以下の小規模な修道院を解散没収するものである²⁾。その解散法本文の冒頭では、小規模な修道院の修道士らが「明白な罪、悪徳な肉欲、忌まわしい生活を日々送り、これに耽っているの」³⁾、それらを解散するとの目的がうたわれているが、そもそも年収200ポンドで線を引いて、それ以下の修道院が腐敗堕落しているということはある得ず、全国800以上の修道院の莫大な財産が目的であることは明らかであった。事実、それら解散修道院領の没収や処分などの行政的事務は膨大で、そのために専ら旧聖界領のみを扱う国王増加収入裁判所(court of augmentations)⁴⁾が、解散法と同じ1536年に設置されている⁴⁾。

修道院解散に対しては、北部でテューダー期最大の地方反乱である恩寵の巡礼が起こったり⁵⁾、抵抗をやめなかったごく一部の修道院長が処刑に追い込まれたりしたが、全体として解散は粛々と進められた。1536年法の対象でなかった年収200ポンド以上の大規模修道院の自発的な解散が続き、1539年には状況を追認する形で大修道院解散法が制定され⁶⁾、1540年にエセックスのウォルサム修道院が解散されて、修道院解散は完了したのである。

2) 27 Henry VIII, c. 28, 'An act whereby all religious houses of Monks Canons Nuns which may not dispend manors lands tenants hereditament above the clear yearly value of 200 pounds are given to the kings highness his heirs and successors forever', in *The Statutes of the Realm*, vol. 3, London, 1818, pp. 575-578.

3) *Ibid.*, p. 575.

4) 国王増加収入裁判所については、以下を参照。W. C. Richardson, *History of the Court of Augmentations, 1536-1554*, Baton Rouge, LA, 1957. 栗山義信「初期テューダー財政研究：王室増加収入裁判所」『岐阜大学教育学部研究報告（人文科学）』13巻、1964年、46-56頁。

5) 恩寵の巡礼については、以下を参照。仲丸英起・山本信太郎「反乱」指昭博編『ヘンリ8世の迷宮 イギリスのルネサンス君主』昭和堂、2012年、123-133頁。

6) 31 Henry VIII, C. 13, 'An act for dissolution of Abbeys', in *The Statutes of the Realm*, vol. 3, London, 1818, pp. 733-739.

解散法が修道院の年収で規模を区分したことから分かるように、修道院解散に先立っては、極めて詳細な修道院財産の調査が行われた。それが教会財産査定録であり、現在6巻本の刊本で見ることが出来る⁷⁾。査定録は、もちろん修道院財産を詳細に記録しているが、実はそれだけではなく、教区教会やその他の宗教施設をも全て記録しており、成立直後のイングランド国教会の網羅的な実態調査となっている。上述の恩寵の巡礼の引き金も、そのような調査の過程で、教区教会までもが解散されるという噂が流れたのが一因であったとされる。このように、教会財産査定録は没収対象である修道院以外の宗教施設の情報も詳細に収録しており、王権・政府によって末端にいたるまでの国教会の情報を把握しようとする営みの始まりであったと位置づけることも出来よう。

なお、教会財産査定録は、基本的に修道院・教区教会の収入と収入源の記録であるため、本稿が問題にする教会財産の個別の記録との単純な比較は困難である。しかし、国教会成立直後の状況を、ミッド・テューダー期のそれと何らかの形で比較することは、有意義であると考えられる。また査定録は、ちょうど同時期にイングランド王国に併合されたウェールズの4つの主教区の情報を含んでおり、その点からも興味深いことを付言しておきたい⁸⁾。

(2) エドワード6世治世における教会財産目録の作成

ヘンリ8世が死ぬと、プロテスタント改革派のグループに教育を受けた9歳のエドワード6世が即位するとともに、少年王の伯父で自身も熱

7) *Valor Ecclesiasticus temp. Henry VIII, Auctoritate regia institutus*, 6vols., London, 1810-34. なお、CiNiiでは表示されない(2014年9月現在)が、本書は神奈川大学図書館にも所蔵されている。

8) 教会財産査定録とウェールズについては、以下にも言及がある。山本信太郎「イングランド宗教改革とウェールズ」『人文学研究所報(神奈川大学)』52号、2014年、83-84頁。

心なプロテスタントであった摂政サマセット公エドワード・シーモアが全権を掌握し、急進的なプロテスタント改革政策が採られた。そのようなエドワード6世政府のもとでも、プロテスタントの論理にもとづいて、さらなる宗教施設の解散や、教会財産の収奪が続いた。すでにヘンリ8世の治世末年に一度制定されながら実施が延期となっていたチャントリ（寄進礼拝堂）の解散は、治世最初の議会で、新たにプロテスタント改革の理念を盛り込まれて議会制定法となり、新たな宗教施設の解散没収となった⁹⁾。これらチャントリの解散にあたっては、修道院解散の時と同じく、解散対象の詳細な情報を記録したチャントリ調査書（chantry certificate）が作成されることになるのである¹⁰⁾。

また、後に述べるようにエドワード6世の政府は、全国の教区教会に指定されたプロテスタントの書物の設置を求めるとともに、偶像崇拜とみなした聖画像や祭壇などの撤去を推進した。そのような政策は、教区教会が保持してきた高価な種々の器具を収奪することにもつながったのである¹¹⁾。また、教区教会の聖堂のありようにまで介入しようとするそれらの政策は、王権・政府が教区教会の情報をより詳細に把握しようとする営みに拍車をかけることにもなったと考えられる。例えば、エドワード6世治世の政府文書の中には、ロンドン主教区の各教区の財産の売却についての報告書（1548年）¹²⁾や、主教や大聖堂参事会主席司祭

9) 1 Edward VI, c. 14, 'An act whereby certain chantries colleges free chapels and the possessions of the same be given to the kings majesty, in *The Statutes of the Realm*, vol. 4, London, 1819, pp. 24-33. なお、このチャントリ解散法の対象には、いわゆる寄進礼拝堂だけでなく、自由礼拝堂（free chapel）や宗教ギルド（兄弟団）を含んでいたのも、より広範囲の宗教施設没収政策となった。この点については、以下を参照。山本信太郎「イングランド宗教改革とチャントリの解散 ―コヴェントリの事例から」『西洋史学』194号、1999年、1-22頁。

10) チャントリ調査書は、イギリス公文書館（The National Archives）で財務府文書 E301 に分類されて収蔵されている。活字化され刊行されているものについては、以下を参照。A. Kreider, *English Chantries, The road to dissolution*, Cambridge, MA, 1979, pp. 266-268.

11) エドワード6世治下の教区教会からの財産収奪については、以下に詳しい。指昭博「テューダー中期における教区教会と民衆」『待兼山論叢（史学編）』18号、1984年、45-65頁。

(dean) などの高位聖職者のみならず、教区司祭も含めて、年収 50 ポンドを超える全ての聖職禄を、その詳細な年価値とともに網羅的に記録した文書（1550 年）¹³⁾ などが含まれているのである。そのような営みの延長線上に、本稿が取りあげる教会財産目録の作成も位置づけることが出来ると考えられる。

教会財産目録の作成は、王権のもとで政策全般を取り仕切っていた枢密院によって命令された¹⁴⁾。まず、1552 年 7 月 29 日にウェストモランド伯を含む 3 名の政府委託委員（commissioner）にダラム主教区内の教会財産の調査をすることが命じられており、その後次々に同様の命令が出されている¹⁵⁾。なお、続く命令は主教区の責任者である主教に対して出されているが、ダラム主教区の場合は、エドワード 6 世政府のプロテスタント政策に反対するダラム主教カスパート・タンスタル（Cuthbert Tunstall, 1474-1559）が、1551 年にロンドン塔に投獄（1552 年 10 月には主教位剥奪）されていたために、ウェストモランド伯に委託されたものと思われる。1553 年に入ると、改めて大法官から州ごとの調査が命じられており、政府委託委員には在地のジェントリが加えられるようになった。このようにして、教会財産目録は基本的に州単位で作成されることになったのである¹⁶⁾。なお、枢密院の記録を見る限りにおいては、教会財産目録の作成は、エドワード 6 世が 15 歳で死去し（1553 年 7 月 6 日）、メアリ 1 世が即位した後も続けられたことを付言

12) SP 10/5/19 in C. S. Knighton, ed., *Calendar of State Papers, Domestic series, Edward VI, 1547-1553*, London: HMSO, 1992, pp. 75-79.

13) SP 10/15, no. 78 in *ibid.*, pp. 159-160.

14) 参照した枢密院の記録は以下。J. R. Dasent, ed., *Acts of the Privy Council of England*, 32vols., London, 1890-1907.

15) 枢密院による教会財産作成命令の発令過程の詳細（前註の枢密院記録の典拠箇所を含む）については、以下を参照。山本信太郎『イングランド宗教改革の社会史 ミッド・テューダー期の教区教会』立教大学出版会、2009 年、200-202 頁。

16) 活字化された州ごとの教会財産目録のリストは、以下を参照。山本『イングランド宗教改革の社会史』204-205 頁。

しておきたい。

2. 教会財産目録の事例分析

(1) 事例分析の前提

それでは、具体的にいくつかの教区の教会財産目録を事例としてとりあげ、それらを比較しながら、教会財産目録の史料としての可能性を検討していきたい。取りあげる教区は、ウスタのオール・セインツ教区¹⁷⁾、ランベスのセント・メアリ教区¹⁸⁾、オックスフォードのセント・ニコラス教区¹⁹⁾の3つである。

ここで断っておきたいことは、本稿はあくまでも教会財産目録の考察のための覚書であって、州ごとのほぼ全ての教区の情報を収め、膨大な情報量を持つ教会財産目録の網羅的・数量的な分析を将来に期すための一里塚に過ぎない。そのため、事例としてわずかに3つの教区をとりあげるのも、その選択はかなり恣意的にならざるを得ない。もちろん、全く基準がないわけではないので、ここでは取りあげた3つの教区を選択基準について説明しておきたい。

まず、とりあげた3つの教区は、教区を都市との関係で区分した場合には、いわゆる「複数の教区を持つ都市の教区」ということになる²⁰⁾。

17) 同教区を含むウスタシャの教会財産目録は以下。H. B. Walters, ed., 'Inventories of Worcestershire church goods 1552', *Transactions of the Worcestershire Archaeological Society*, new ser., 17, 1941, pp. 11-21; 27, 1951, pp. 47-62; 29, 1953, pp. 38-49; 30, 1954, pp. 54-71; 31, 1955, pp. 20-38; 32, 1956, pp. 38-64.

18) 同教区を含むサリの教会財産目録は以下。J. R. D. Tyssen, ed., 'Inventories of the goods and ornaments of the churches in Surrey in the reign of King Edward VI', *Surrey Archaeological Collections*, 4, 1869, pp. 1-143.

19) 同教区を含むオックスフォードシャの教会財産目録は以下。R. Graham, and T. Craib, eds., *Chantry Certificates for Oxfordshire: Edwardian inventories of church goods for Oxfordshire*, Alcuin Club Collections, 23, London, 1920.

20) 都市との関係で教区を分類する分類法については、以下を参照。山本『イングランド宗教改革の社会史』「第1章 16世紀における都市と教区ーラドロウの事例から」。

すなわち、教区は①一定以上の規模を持つ都市に複数存在する教区、②一つの都市が一つの教区を形成している教区、③一つあるいは二つ以上の農村集落を包括する教区、の3つに区分することが出来るが、とりあげる教区は全て①に分類される。

ウスタのオール・セインツ教区は、ウスタシャの州都ウスタに11ある教区のうちの一つである²¹⁾。教会行政の面では、ウスタ主教区に所属する。同じように、セント・メアリ教区はサリの都市ランベスの5つの教区のうちの一つであり、ウィンチェスタ主教区に所属する。オックスフォードシャの州都で大学町であるオックスフォードは16の教区を持つ都市であり、セント・ニコラス教区はその一つで、オックスフォード主教区の所属である²²⁾。実は、このように一つの都市に複数の教区がある都市は、イングランドでは決して多いわけではない。100以上の教区を持つイングランド王国の首都ロンドンは別格として、15以上の教区を持つ都市は10に満たない。イングランド全体で約8500ある教区で、大都市複数タイプの教区は約1040、約12%にあたる²³⁾。ここでは、あえてこのように同じタイプでありながら立地の異なる教区をとりあげて比較することとした。

立地の面からそれぞれの教区（都市）の特徴を述べると、ウスタはロンドンより離れたウェストミッドランズの主要都市であり、これに対して、ランベスは政治の中心である議会の所在地ウェストミンスタのテムズ川を挟んだ対岸に位置し、ほぼ首都ロンドンに隣接した王権のお膝元の教区と捉えることが出来るであろう。また、議事堂であるウェストミ

21) 都市の教区数については、州ごとの教区区分の集成である以下の文献に依った。C. R. Humphrey-Smith, ed., *The Phillimore Atlas and Index of Parish Registers*, London, 1984.

22) エドワード6世治下のオックスフォードはオックスフォード主教区に所属していたが、同主教区はヘンリ8世治下の1542年に新設されたものであり、それ以前はリンカン主教区の一部を構成していた。

23) 山本『イングランド宗教改革の社会史』76-77頁。

ンスタ宮殿を擁する政治権力の中心ウェストミンスターに対して、カンタベリー大主教のロンドン公邸であるランベス宮殿の所在地であるランベスは、宗教的権力の中心地の一つであると言えるかも知れない。他方、オックスフォードは、大学町であるという特徴の他に、ロンドンを取り巻くホームカウンティーズに隣接するオックスフォードシャの都市であり、首都ロンドンとの距離から言えば、ウスタとランベスの中間に位置づけられるであろう。

以上のような3つの教区をとりあげるわけであるが、それぞれの教会財産目録の作成の日付を確認しておこう。まず、ウスタのオール・セインツ教区であるが、ウスタ市内の教区の教会財産目録の作成日は共通しており、1552年（表記は「エドワード6世治世第6年」。以下同じ）10月18日となっている。他方、ランベスのセント・メアリ教区は、定型文で「上述の年（1552年を指す）の12月・・・」となっており、日付までは記載されていない。最後に、オックスフォードのセント・ニコラス教区は、1552年8月11日である。

それでは、3つの教区の教会財産目録の要約を表にまとめて掲げ、それらを具体的に検討していきたい。なお、ウスタ市については、表としてとりあげるオール・セインツ教区を含めて、市内11教区中9教区の教会財産目録が参照出来るので、検討の過程では適宜それらも参照することにする。

(2) 全体的な記載の傾向

まず、3つの教区の目録を比較しながら、全体的な記載の傾向を比較しておきたい（表①～③を参照）。一見して、もちろん、記載項目数の多寡はあるものの、記載の順序には一定の共通性が見られる。最初に記載されるのは、貴金属の礼拝用具であり、その次に種々の祭服が列記さ

表① ウスタ、オールセインツ教区の教会財産目録

品目	数量
金メッキの銀製の十字架	1
金メッキの銀製の聖餐杯 (chalice)	2
金メッキの銀製の聖体容器 (pyx)	1
金メッキの銀製の聖像牌 (pax)	1
銀製の聖体容器	1
部分金メッキの銀製の吊り香炉 (censer)	1
銀で縁取りされた聖像牌	1
銀と金メッキで縁取りされた緑柱石	1
薄絹の祭服と外衣 (cope)	1
金糸と銀糸の刺繍がなされた祭服 外衣が欠損	1
青のビロード地の外衣	1
白のダマスク織の祭服と長白衣 (alb)	1
赤のビロード地の祭服と長白衣	2
銀糸の刺繍がなされた祭服と長白衣	1
赤いビロード地の短祭服 (tunicle)	2
青いビロード地の聖餐布 (corporas)	2
黒いサテンの聖餐布	2
金布を用いた聖餐布	1
聖餐布	10
薄絹の枕	2
枕	5
赤く縁取りされた白の天蓋	1
黒で縁取りされたキプロス地	1
絹で刺繍されたタオル地	1
タオル地	2

亜麻のシーツ	2
祭壇布	9
絹のカーテン	4
短い衣と絹の吹き流し (streamer)	2
絹の小旗	2
真鍮製のランプ	2
燭台の揃い	7
真鍮製の十字架たて	1
スプーンの揃い 一つ欠損	4
サテンの祭壇掛け布 (front)	7
深紅の外衣と金獅子の刺繍された青いダマスク織りの祭服	1
黒いビロード地の祭服	1
Dodmay 氏寄進の祭服	1
長いタオル地と祭壇布	1
その他の祭壇布	2
一組のオルガン	1
『聖書』と『エラスムスの聖書釈義集』	1
真鍮製の聖水振りかけ機 (holy water sprinkle)	1
個人が寄贈した古い外衣	2
古い祭壇掛け布	6
鐘	5
祭鈴 (Sanctus bell)	1
時計とチャイムおよびその付属物	1

表② ランベス、セント・メアリ教区

品目	数量
全金メッキの聖餐杯 14 オンス	1
部分金メッキの聖餐杯 37 オンス	1
部分金メッキの聖油入れ (chrismatory) 16 オンス	1
部分金メッキの吊り香炉 20 オンス	1
銀製の聖像牌 5 オンス	1
銀製の水盤 (bason) 25 オンス	2
外衣	9
一揃いの祭服	3
その他の祭服	9
一揃いの祭服	1
棺の掛布 (hearsecloth)	2
緑のビロード地の外衣	1
聖遺物入れ (sepulchre) の衣	1
聖体箱 (corporas case)	6
天蓋衣	4
聖体容器用の天蓋	1
白のカーテン	1
一組のオルガン	1
祭鈴	1
尖塔の大鐘	5

表③ オックスフォード、セント・ニコラス教区

品目	数量
銀製の聖餐杯	1
青いビロード地の祭服	1
黄褐色のビロード地の祭服	1
赤のダマスク織の祭服	1
白と青の錦織（baudekin）の祭服	1
緑のサテンの外衣	1
白と赤の錦織の外衣	2
聖卓（communion table）への亜麻の掛布	1
白衣（surplice）	3
塔の鐘	3
祭鈴	1

れる。ウスタ市内の諸教区の目録を見ても、まれにこの順序が逆になることはあるが、目録の項目の中でこれらが大半を占めることが見て取れ、教会財産として認識される物品がこれら二つに集中していることが分かる。その他には、祭服以外の布類、そして後半にはオルガンや鐘（手持ちの祭鈴を含む）が列記される。また、それぞれの物品について欠損してしまったものが書き加えられることもあり、ランベスのセント・メアリ教区とオックスフォードのセント・ニコラス教区の場合は、売却した物品の一覧が付されている。これらの項目について順次見ていき、特に宗教改革との関係での論点を押さえておきたい。

(3) 貴金属製の礼拝用具

教区教会の礼拝（特に聖餐・聖体拝領）において用いられる礼拝用具は、もちろん礼拝に欠かすことの出来ない道具立ての一部であるがゆえ



17 世紀の聖杯と聖皿（paten）。蓋になっているのが聖皿。Friar, *Companion*, p. 351.

に重要であるが、金メッキが施されたり、銀製であったりと貴金属であるがゆえに教会財産の中でも最も高価であり、教区共同体の言わば誇りであったとも考えられる。ランベスのセント・メアリ教区の財産目録の中で、礼拝用具にのみわざわざ重量が記載されているのは、それらの貴金属としての価値を示すためであると考えられよう。特に聖餐において、ぶどう酒を入れる聖杯（chalice）[写真参照] はほとんどの場合、教会財産目録の筆頭に置かれる。そのような記載の方法は現代にも踏襲されており、聖杯を教会の第一の宝物とみなす伝統が形成されていると言えよう²⁴⁾。また、聖餐にかかわる礼拝用具としては、その他に、聖体容器（pyx）が挙げられている。

ところで、そのような聖杯は、プロテスタント改革を推進するエドワード 6 世政府の側から見ると、全く正反対の正負の両面があったと考えられる。エドワード 6 世政府が、1547 年末の第 1 議会で最初に成立させた議会制定法は、礼拝における聖餐を一種陪餐から二種陪餐に変更させる、いわゆる「聖礼典（サクラメント）法」であった²⁵⁾。聖餐式においてパンとぶどう酒のうちパンだけが平信徒に供される一種陪餐は、中世カトリック教会において正統とされたが、宗教改革者はこれを聖書

24) 50 年ほど前に出版されたヘリフォード主教区ラドロウ大執事管区の各教区の教会財産の一覧でも、冒頭に記載されるのは全て聖杯と聖体皿（paten）である。D. L. Arkwright, B. W. Bourne, eds., *The Church Plate of the Archdeaconry of Ludlow*, Shrewsbury, 1961.

25) 1 Edward VI, c.1. 'An act against such as shall unreverently speak against the Sacrament of the body and blood of Christ commonly called the Sacrament of the Altar, and for the receiving thereof in both kinds', in *The Statutes of the Realm*, vol. 4, London, 1819, pp. 2-3.

に根拠を持たない迷信として批判し、パンとぶどう酒の両方に信徒があずかる二種陪餐を主張して、宗教改革の一大論争点となった。エドワード6世政府は、このプロテスタント改革を最初の議会制定法として実施を図ったわけである。それゆえに、それまで聖別されたぶどう酒を聖職者が一人で飲んだのに対し、聖餐の際に信徒全員が供されるため、その入れ物である聖杯の重要性は高まったものと思われる²⁶⁾。

他方、聖別されたぶどう酒を入れた聖杯は、教区教会で最も貴重な宝物であったこともあって、ことさらに神聖視された。そのため、そのような聖杯への眼差しは、改革派からは迷信的であるとして批判の対象となったのである。改革派であるロンドン主教ニコラス・リドリは、1550年に発した巡察質問条項²⁷⁾において、跪いて聖杯を嘗めることを禁止している²⁸⁾。

このようなエドワード改革の聖杯に対する両義的な意味づけが、エドワード6世治後半に作成された教会財産目録にどのように影響を与えたかは、必ずしも判然としない。表にあげた3つの教区では全て聖杯を備えていたが、ウスタ市内の教区の中には聖杯を備えていない教区もあった。この点は、教会財産の収奪と教区教会の荒廃の関係を考える上での重要な論点を提供するが、より多くの教区の財産目録での聖杯の記載のされ方を比較する必要があることを強調しておきたい。

その他に見られる礼拝用具としては、吊り香炉 (censer) や聖像牌 (pax) が挙げられている。吊り香炉は、中で香を焚く金属器で、通常

26) ただし、平信徒の陪餐のために大量のぶどう酒を入れておく必要から大型化し、それらはコミュニオン・カップ (communion cup) と呼ばれる場合もある。S. Friar, *A Companion to the English Parish Church*, Stroud, Gloucestershire, 1996, p. 351.

27) 主教が自身の主教区に定期的に行う巡察において、調査項目を列記したもの。以下を参照。山本『イングランド宗教改革の社会史』4-6章。

28) W. H. Frere, ed., *Visitation Articles and Injunction of the Period of the Reformation*, vol. 2, Alcuin Club Collection, 15, London, 1910, pp. 241-245.

鎖がついており、儀式の際に聖職者は鎖にぶら下げられた吊り香炉を振って香の煙を振りまいたものである。聖像牌は、聖餐の際に、習慣として聖職者や信徒が接吻をする板であったが、通常、キリスト磔刑像や聖母マリア像が浮き彫りにされていたので、問題をはらんでいた。エドワード6世は即位するとすぐに、国王宗教指令（royal injunction）を発して、聖画像（image）は偶像崇拜であるとして、教区教会からの撤去を求めているからである²⁹⁾。聖像牌は明らかに聖画像に含まれると考えられるので、教会財産目録の中にこれらが見られることの意味は考えてみる必要があるであろう。事例の中では、オックスフォードのセント・ニコラス教区には聖像牌は見られないが、ロンドンから離れたウスタのオール・セイントズ教区にも、カンタベリー大主教のお膝元のランベスのセント・メアリ教区にも聖像牌を見ることが出来る。確かに多くの教会では、上記の宗教指令にもとづいて肅々と聖画像を撤去した記録が見られるのだが、聖像牌が残存していたのは、ある種の抜け道であったと考えられるかも知れない。

(4) 祭服

礼拝用具の次に列記される祭服（vestment）は、教会財産目録のリストの中でも最も多くを占める。ウスタのオール・セイントズ教区では11種14着、ランベスのセント・メアリ教区では6種25着、オックスフォードのセント・ニコラス教区では7種10着の祭服が記録されている。その数は、教区聖職者が儀式において同時に着るために必要な数よりも明らかに多い。また、ビロード地やダマスク織りのものについてはわざわざそのような説明がなされており、時には金糸の刺繍が施される

29) この国王宗教指令については、以下を参照。山本『イングランド宗教改革の社会史』、63-66頁。また、指令のテキストは以下。G. Bray, ed., *Documents of the English Reformation*, Minneapolis, MN, 1994, pp. 247-257.

ほどの豪華な祭服は、単純に儀式の必需品という役割を超えて、貴金属の礼拝用具と同じく、教区教会の宝物と認識されていたと考えられる。

しかし、そのような豪華な祭服はプロテスタント改革派の非難の対象ともなった。例えば、エドワード6世治下になって亡命先のチューリヒから帰国してグロスタ主教に任命され、メアリの治世には異端として火刑となったジョン・フーパー（John Hooper, 1495×1500-1555）は、1550年にグロスタ主教に推挙された際、主教としての祭服の着用を拒否して一悶着をおこしている³⁰⁾。さらには、1552年の第二礼拝統一法³¹⁾で導入された第二共通祈禱書では、長白衣（alb）や外衣（cope）といった祭服の着用が禁止されるに至ったのである³²⁾。

第二共通祈禱書の導入と教会財産目録の作成はほぼ同時期なので、祭服の一部着用禁止と教会財産目録の記述に何らかの関係性を見いだすことは難しいかもしれない。しかし、教区教会のある種の誇りとして、これだけ大量の祭服が教会財産目録に見られることは、そのようなプロテスタント改革派の祭服への非難が、教区教会という場において様々な混乱を引き起こしたであろうことを容易に想像させるのである。

(5) オルガン

ウスタのオール・セインツ教区とランベスのセント・メアリ教区には、「一組のオルガン」の記載がある。なお、この「一組のオルガン」というのは a pair of organ の訳であるが、中世からこの時代にかけてのオルガンは、鋏を a pair of scissors と表記するのと同じように、そのよ

30) 山本『イングランド宗教改革の社会史』166頁。

31) 5&6 Edward VI, c.1, 'An act for the Uniformity of Common Prayer and administration of the Sacraments', in *The Statutes of the Realm*, vol. 4, London, 1819, pp. 130-131.

32) 八代崇『イギリス宗教改革史研究』創文社、1979年、168頁。J. R. H. ムアマン（八代崇・中村茂・佐藤哲典訳）『イギリス教会史』聖公会出版、1991年、239頁。

うに表記した³³⁾。そして、オルガンもまた、プロテスタント改革派の非難の対象となったのである。ただし、オルガンは全国一律に議会制定法によって教区教会からの撤去を求められたわけではなく、一部の急進改革派によるオルガンの撤去と破壊が進められた³⁴⁾。例えば、1552年に発せられたヨーク大主教ロバート・ホルゲイト（Robert Holgate, 1481/2-1555）のヨーク大聖堂に対する命令では、オルガンの演奏が明白に禁じられたのである³⁵⁾。

ただし、オルガンの演奏を禁じることと、オルガンを破壊することは必ずしも同じではない。「多くの改革者がオルガンに対する強い敵意をもっていたため、1549年から1550年のヴァンダリズムの時代に、多くのオルガンは破壊されたのである」³⁶⁾との評価もあるが、議会制定法や国王宗教指令などによって全国的な政策として進められたわけではないエドワード6世治下の反オルガン主義（anti organ attitude）が、教区教会からのオルガン撤去をどの程度引き起こし、さらには破壊にまで進んだかは必ずしも明らかではない。教会財産目録の精査は、そのような問題に一定の解答を与えうる可能性をもっていると言えよう。

なお、ウスタ市内の教区について見てみると、教会財産目録が見られる9つの教区のうち、オール・セインツ教区の他、セント・アンドルー教区、セント・マーティン教区、セント・ピーター教区、セント・スウィジン（St. Swithun）教区の合計5教区にオルガンの記録が見られる。ただし、セント・マーティン教区のオルガンには、特に「小型の」という形容詞が付されており、セント・アンドルー教区のものには、「40本のパイプを欠いており、それらは盗まれた」との説明があることを付言

33) S. Bicknell, *The History of the English Organ*, Cambridge, 1996, p. 17.

34) *Ibid.*, pp. 43-44.

35) Frere, ed., *op. cit.*, p. 320.

36) *Ibid.*, p. 235.

しておこう。オルガンの記録のない教区が、初めからオルガンを所有していないのか、収奪の結果オルガンが欠損したのかどうかは必ずしも明らかではない。ただし、ウスタ市内の各教区の教会財産目録には、表にまとめた所有物のリストの他に、最近欠損したものを文章の形で書き添えている場合があるが、その中にオルガンの記述は見られなかった。いずれにせよ、教会財産目録単独では、エドワード6世治下の反オルガン主義と教区教会でのオルガン撤去・破壊の関係についての見通しを立てることは難しいかもしれないが、他の史料と付き合わせる時、この問題に有力な情報を提供する材料となるであろう。

(6) 書物

最後に、ウスタのオール・セイント教区に見られる『聖書』と『エラスムスの聖職釈義集 (Paraphrases of Erasmus)』の記載について考えておこう。表にした3つの教区のうちで、このように書物に言及があるのはウスタのオール・セイント教区だけであるが、実はこれは極めて珍しい事例であると考えられる。事実、ウスタ市内のその他の8つの教区にもこのような書物の記録は一切見られない。

そもそも、プロテスタント改革政策は、教区教会から撤去するものを命令するだけでなく、プロテスタント理念にしたがった書物の教区教会への設置を推し進め、教区民の教化をはかった。英訳聖書は、すでにヘンリ8世治下の国王宗教指令によって、教区教会での購入が義務づけられていたし、エドワード6世が即位すると、前述の国王宗教指令³⁷⁾によって、カンタベリー大主教克蘭マ (Thomas Cranmer, 1489-1556) の手になる『説教集 (Homilies)』と上述の『エラスムスの聖書釈義集』を教区教会が購入することを求めたのである³⁸⁾。

37) 註29を参照。

それゆえに、ウスタのオール・セインツ教区の教会財産目録に『聖書』と『エラスムスの聖書釈義集』が記載されていることは別段変わったことではないようにも思われる。しかし、別途検討したエドワード6世の国王宗教指令で指定された上述の2種の書物の教区での購入状況を考えると³⁹⁾、今回中心に取りあげた3教区のうちの2教区だけでなく、ウスタ市内の残りの8教区でも、それらの書物の記載が全く見られないのは、やはり奇異に感じられるのである。もちろん、より広範囲の検討が必要であることは言うまでもない。しかし、ここでは、推測に過ぎないのだが、そもそも一般的にはそれらの書物は教会財産目録に記録すべき「教会財産」に見なされないという可能性を視野に入れておきたい。

おわりに

本稿は、イングランド国教会成立以降の、イングランド王権による教区教会レベルでの情報の把握と記録の営みについて概観し、エドワード6世治世の1552年以降に作成された教会財産目録を、エドワード6世治下に推し進められたプロテスタント改革政策と関わらせながら、史料としての可能性を検討した。

本稿は、膨大な情報を持つ教会財産目録のほんの一端に触れただけに過ぎず、今回の表の記載だけを見ても、これまたプロテスタント改革派の批判の対象となった祭鈴 (Sanctus bell) についてや⁴⁰⁾、1550年第以降本格的に政策として進められた教区教会からの祭壇 (altar) 撤去と祭壇まわりの用具 (祭壇布など) の関係についてなども言及することが

38) エドワード6世治下のこの2つの書籍の教区への設置政策とその実施状況についての議論は、以下を参照。山本『イングランド宗教改革の社会史』第3章第1節「書籍設置政策」。

39) 同上。

40) ムアマン、前掲書、238頁。

出来なかった。さらに重要なこととしては、今回の検討は教会財産目録の中で、実際に所有している品目のリストを表にしたものを対象としたが、オルガンについて述べたところでも言及したように、州や地域によって形式は異なるが、欠損している物品や直近に売却した物品について記述が付されている場合もあり、それらも別途考察する必要があるだろう。

また、今回具体的に事例として取りあげたのは都市の教区にとどまり、巡察記録や教区委員会計簿（churchwardens' account）とのつき合わせといった課題も挙げられる。しかし、今回のささやかな検討からも、この教会財産目録が極めて多様な可能性の広がる史料であることは明らかであろう。